

平成十年法律第八十三号

種苗法

種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の全部を改正する。

目次

第一編 総則(第一条・第二条)
第二章 品種登録制度
第一節 品種登録及び品種登録出願(第三条)
第二節 出願公表(第十三条・第十四条)
第三節 審査(第十五条・第十八条)
第四節 育成者権(第十九条・第三十二条の二)
(二)
第五節 権利侵害(第三十三条・第四十四条)
第六節 品種登録の維持及び取消し(第四十五条)
第七節 雜則(第五十条・第五十七条の二)
第三章 指定種苗(第五十八条・第六十六条)
第四章 賞罰(第六十七条・第七十五条)
附則

第一条 この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することを目的とする。(定義等)

第二条 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、したがって、せんたい類、多細胞の藻類その他の政令で定める植物をいい。「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができる、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができるものである。

この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であつて、政令で定めるものをいいう。

この法律において「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

五 この法律において品種について「利用」と

一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為を改正する。

二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る)。

三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る)。

四 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る)。

五 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る)。

六 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る)。

七 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る)。

第一章 総則(第一条)

第二章 品種登録制度(第二条)

第三章 品種登録の要件(第三条)

第四章 品種登録出願(第四条)

第五章 品種登録の審査(第五条)

第六章 品種登録の維持(第六条)

第七章 品種登録の取消し(第七条)

第八章 賞罰(第八条)

第一編 総則(第一条)

第二章 品種登録制度(第二条)

第三章 品種登録の要件(第三条)

第四章 品種登録出願(第四条)

第五章 品種登録の審査(第五条)

第六章 品種登録の維持(第六条)

第七章 品種登録の取消し(第七条)

第八章 賞罰(第八条)

第一編 総則(第一条)

第二章 品種登録制度(第二条)

第三章 品種登録の要件(第三条)

第四章 品種登録出願(第四条)

第五章 品種登録の審査(第五条)

第六章 品種登録の維持(第六条)

第七章 品種登録の取消し(第七条)

第八章 賞罰(第八条)

第一編 総則(第一条)

第二章 品種登録制度(第二条)

第三章 品種登録の要件(第三条)

第四章 品種登録出願(第四条)

第五章 品種登録の審査(第五条)

第六章 品種登録の維持(第六条)

第七章 品種登録の取消し(第七条)

第八章 賞罰(第八条)

者等」という。)が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

2 職務育成品種については、契約、勤務規則その他他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益(次項において「相当の利益」という。)を受ける権利を有する。

3 前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならぬ。

4 第一項後段及び前項の規定は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき(第二項の場合を除く。)、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において、使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときについて準用する。

5 使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、その育成者権について通常権利(先願)を有する。

第九条 同一の品種又は特性により明確に区別されない品種について二以上の品種登録出願があつたときは、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

2 品種登録出願は、前項の規定の

適用については、初めからなかつたものとみなす。

第十一条 日本国に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他の育成者権に関する権利を享有することができない。

1 (外国人の権利の享有) 一その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一一年三月十九日にジユネーヴで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(以下「締約国」という。)又は同条約を締結している政府間機関(以下「政府間機関」という。)の構成国(以下「締約国等」と総称する。)である場合

2 二その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジユネーヴで改正された千九百六十一年十一月一日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(同条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。)であり、かつ、その者の出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 三その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国民が育成者権その他の育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(その国の国民に対し日本国民が育成者権その他の育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前二号に掲げる場合を除く。)

4 四前二号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合

(品種登録管理人の品種登録出願手続等)

第十二条 日本国に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない者(次項においては、

「在外者」という。)は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの(同項において「品種登録管理人」という。)にいるもののみなす。

3 項の規定の適用については、品種登録出願でないものとみなす。

第十一条 日本国に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他の育成者権に関する権利を享有することができない。

1 (優先権)

一 第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

2 品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

一 品種登録出願がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
二 出願者が第六条第一項の規定により納付すべき出願料を納付しないとき。
三 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないたときは、その品種登録出願を却下することができる。

2 **第二節 出願公表**
(出願公表)
第十三条 農林水産大臣は、品種登録出願を受理したとき(前条第一項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われたとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、その品種登録出願について出願公表をしなければならない。

一 品種登録出願の番号及び年月日
二 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する者に限り。)締約国出願のうち最先の出願をした日(以下「締約国出願日」と総称する。)をした者又はその承継人(日本国民、締約国等若しくは同盟国に属する者又は日本国、締約国等若しくは同盟国に属する者に限り。)の翌日から一年以内に当該締約国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

3 出願品種の属する農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

5 出願公表の年月日

6 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

7 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は品種登録出願が拒絶されたときは、その旨を公示しなければならない。

8 (出願公表の効果等)

第十四条 出願者は、出願公表があつた後に出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後品種登録前にその出願品種、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種を業として利用した者に対し、その出願品種が品種登録を受けた場合にその利用に対し受けべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公表に係る出願品種(当該品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種についての品種登録出願、公表、譲渡その他の行為は、当該品種登録出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

9 (品種登録出願の補正)

10 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、

11 相当の期間を指定して、品種登録出願の補正についての期を命ずることができる。

12 登録前にその出願品種を業として利用した者に対する責任を負う。

- 2 前項の規定による請求権は、品種登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、育成者権の行使を妨げない。

4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第三十六条から第三十八条まで及び第四十条から第四十三条まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が品種登録前に当該品種登録出願に係る出願品種の利用の事実及びその利用をした者を知つたときは、同条第一号中「被害者又はその法定代理人人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「品種登録の日」と読み替えるものとする。

- 3 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行ったときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。
(現地調査又は栽培試験に係る手数料)

第十五条の三 出願者は、第五十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を出願者に通知するものとする。

3 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。
(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令)

第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。
(名称の変更命令)

第十六条 農林水産大臣は、出願品種の名称が第四条第一項各号のいずれかに該当するときは、

- 出願者に対し、相当の期間を指定して、出願品種の名称を同項各号のいずれにも該当しない名称に変更すべきことを命ずることができる。

農林水産大臣は、出願公表があつた後に、前項の規定により名称が変更されたときは、その旨を公示しなければならない。

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

一 その出願品種が、第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十一条の規定により、品種登録をすることができないものであるとき。

二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項若しくは第十五条の二第一項の規定による現地調査を拒み、又は第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは前条第一項の規定による命令に従わないとき。

農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号(第三条第一項の規定に係る部分に限る。)に該当するかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対して、拒绝の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるべきなければならない。

(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、明らかに当該要求に係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

- 4 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

（品種登録）

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき第十七条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

一 品種登録の番号及び年月日

二 品種の属する農林水産植物の種類

三 品種の名称

四 品種の審査特性（前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの）

五 育成者権の存続期間

六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対してその旨を通知するとともに、前項第一号から第六号までに掲げる事項及び農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

同又は育成者権の消滅によるものを除く。) 又は処分の制限

三 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

前項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対する権利を有する。

第五節 権利侵害

(差止請求権)

第三十三条 育成者権者又は専用利用権者は、自己の育成者権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 育成者権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗、収穫物若しくは加工品又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(損害の額の推定等)

第三十四条 育成者権者又は専用利用権者が故意を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した種苗、収穫物又は加工品を譲渡したときは、その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、育成者権者又は専用利用権者が受けた損害の額とすることができる。

ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者又は専用利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

4 **第三十五条の二** 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により明確に区別されない品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定)

5 **第三十五条の二** 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項(第二号に係る部分に限り)の規定は第一項の規定による判定の求め

について、それぞれ準用する。この場合において

2 育成者権者又は専用利用権の侵害により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 育成者権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録品種等の利用に対し受けべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

5 (過失の推定)

第三十五条 条他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

6 **第三十七条** 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録により、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため必要な書類又は電磁的記録を利用するため必要な書類又は電磁的記録を作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。(以下同じ。)の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者は又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

7 **第三十八条** 育成者権又は専用利用権の侵害に関する訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

8 **第三十九条** 育成者権又は専用利用権の侵害に関する訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

9 **第四十条** 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該営業秘密を当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定によると命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方

法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類若しくは電磁的記録又は第四十三条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密に基づく表示を制限する必要があること。

三 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。））をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

四 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。（秘密保持命令の取消し）

五 秘密保持命令の申立てをした者は又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、その訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、これを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。）に對しては、即時抗告をすることができる。

第六節 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、その訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、これを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。）に對しては、即時抗告をすることができる。

立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

二 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をしてきた場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

三 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

四 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

五 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

六 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

七 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

八 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

九 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

十 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

十一 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

十二 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

十三 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

十四 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

十五 裁判所は、前号の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

二 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

三 裁判所は、前項の規定による第二年以後の各年の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

四 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

五 第一項の規定による第一年分の登録料は、第十八条第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

六 第一項の規定による第二年以後の各年の登録料を納付しなければならない。

七 前項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後で事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。

八 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により登録料を追納することができる。

九 前項の規定により登録料を割増登録料を納付しなければならない。

十 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十一 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

十二 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十三 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十四 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十五 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

三 第一項の登録料は、育成者権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める登録料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

四 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

五 第一項の規定による第一年分の登録料は、第十八条第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

六 第一項の規定による第二年以後の各年の登録料を納付しなければならない。

七 前項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後で事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。

八 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により登録料を追納することができる。

九 前項の規定により登録料を割増登録料を納付しなければならない。

十 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十一 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十二 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十三 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十四 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十五 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十六 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

十七 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者の意に反して、その登録料を納付することができる。

第六節 品種登録の維持及び取消し

（登録料）

第四十三条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの毎年について、一件ごとに、三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

二 前項の規定は、育成者権者が国であるときは、適用しない。

（登録品種の名称の変更）

第四十四条 故意又は過失により育成者権者又は専用利用権者を侵害したことにより育成者権者又は専用利用権者の業務上の信用を害した者に対し賠償とともに、育成者権者又は専用利用権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償により、損害の賠償を行つた者に必要な措置を命ぜることができる。

第五十条 現地調査又は栽培試験を行うものとする。

（登録品種の名称）

第四十五条 農林水産大臣は、登録品種の名称が第四条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合であることが判明したときは、

二 第十五条第三項及び第四項並びに第十五条の二の規定は、前項の現地調査又は栽培試験について準用する。

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、種木及び台木の種類及び品種) (品種が判明しない場合には、その旨)	三 生産地	四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率	五 数量	
六 その他農林水産省令で定める事項				
前項第三号に掲げる生産地の表示は、国内産のものにあつては当該生産地の属する都道府県名をもつて、外国産のものにあつては当該生産地の属する国名をもつてこれをしなければならない。				
前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択するに際し、その品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に關し、種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。				
農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。(指定種苗についての命令)				
第六十条 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に対し、同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。				
農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかつたときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。				
第六十一条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。				
農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対する				
第六十二条 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。				
前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。(研究機構等による指定種苗の集取)				
第六十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるとときは、農林水産省令で定める区分により、研究機構又は独立行政法人畜産改良センター(以下「研究機構等」という。)に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。				
農林水産大臣は、前項の規定により研究機構等に集取を行わせる場合には、研究機構等に対し、当該集取の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。				
研究機構等は、前項の指示に従つて第一項の集取を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。				
第一項の場合において種苗業者の要求があつたときは、同項の規定により集取をする研究機構等の職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。(研究機構等に対する命令)				
第六十四条 農林水産大臣は、前条第一項の集取の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構等に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。(報告の徵収等)				
第六十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができる。(報告の徵収等)				
第六十六条 第六十一条第二項及び第三項、第六十二条並びに前項の規定により定めた事務等				
第六十七条 育成者権又は専用利用権を侵害した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。				
第六十八条 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。				
第六十九条 第五十六条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。				
第七十条 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。				
第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。				
一 第五十九条第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした者				
二 第六十一条第一項又は第二項の規定による处罚に違反して指定種苗を販売した者				
三 第六十一条第一項の虚偽の表示をした者				
第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。				
一 第五十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者				
二 正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者				
三 第六十一条第三項の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者				
(両罰規定)				
第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は				
第一条 この法律は、千九百七十二年十一月一日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十年三月十九日にジュネーブで改正された一千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。				
第二条 改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第六項に規定する重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前に				

附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告・届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなければならぬものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「処分厅」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分厅行政庁は、施行日前に当該处分厅の上級行政庁である行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
（その他の経過措置の政令への委任）
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一二百五十一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第四十三号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一八五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十七条から第十条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第五九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（加工品に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこの法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する加工品については、育成者権の効力は及ばないものとする。

（育成者権の存続期間に関する経過措置）

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後に品種登録を受ける品種に係る育成者権について適用し、この法律の施行前に品種登録を受けた品種に係る育成者権については、な

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一一日法律第六一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第五九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日法律第四)

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(権利侵害に係る規定の適用に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の種苗法（以下「新法」という。）第二章第五節（新法第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第二章第五節（旧法第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三十四条第一項及び第三十九条の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対し上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第四条 新法第四十条から第四十二条までの規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対し上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第五条 この法律の施行前に犯した罪の公訴時效の期間については、新法第七十三条第三項の規定にかかる、この法律の施行に関し必要な経過措置（検討）

第六条 附則第二条から前条までに規定するものがあると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七)
四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六)

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとすべき期間を経た後でなければ提起できないとすべき期間を経過したもの）の訴えを提起する他の行為を経た後でなければ提起できないとすべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めたときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五)
一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四十五)
二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則に関する経過措置

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七)

〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定に伴う経過措置による改正前の種苗法（以下この条において「旧種苗法」という。）第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法（以下この条において「新種苗法」という。）第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法（以下この条において「新種苗法」という。）第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。

(栽培試験とみなす)

第二十五条 第二項の規定により種苗管理センターに行わせた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせた栽培試験とみなす。

第二十六条 施行日前に旧種苗法第十五条第五項（旧種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項（新種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験とみなす。

第二十七条 第二項の規定による品種登録の出願をした在外者（以下この条において「在外者」という。）第五条第一項の規定による品種登録の出願による品種登録の出願をした日本国内に住所及び居所（法人については、営業所）を有しない者（以下この条において「在外者」という。）について適用し、

第二十八条 施行日前に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

(輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八条第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十二条の第二項の規定にかかるらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をすることができる。

第三十条 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後旧法第十八条第三項の規定による公

示前にされた場合における新法第二十二条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号に定める日から施行する。」

一 目次の改正規定（「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める部分に限る。）、第十条に一号を加える改正規定及び第二章第七節中第五十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条の規定、公布の日

二 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第五十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の改正規定、第二十二条の改正規定並びに附則第五条、第六条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに

二、第三条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第五十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の改正規定、第二十二条の改正規定並びに附則第五条、第六条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに

二、第三条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第五十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の改正規定、第二十二条の改正規定並びに附則第五条、第六条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに

